

不妊治療で五つ子を妊娠したのに1人も出産できなかったのは、子宮内で胎児の数を減らす「減胎手術」のミスが原因として、大阪府内の30代女性と夫が、府内で産婦人科医院を運営する医療法人側に約2340万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁（富上智子裁判長）は28日、担当だった医師の過失を否定し請求を棄却した。

判決によると、女性は産婦人科で不妊治療を受け2015年、五つ子を妊娠。同年6月、医師の勧めに応じ減胎手術を受けたが、五つ子から双子の状態にまで減らす過程で失敗し、四つ子となった。その後さらに減胎手術を行い双子が残ったが、同年9月に流産し、1人も出産できなかった。

原告側は2度目の手術で胎児に薬剤を注入するため針を刺す際、1児につき原則1回、多くても3回以内とすべきだったのに、計20～30回程度刺されたと主張した。

しかし富上裁判長は判決理由で「そのような医学的知見が一般的に確立していたと認めるに足りる証拠はない」と指摘。刺す回数は少ない方が望ましいとは言えても、1度目の手術で残った胎児を見極めて施術する必要があり、通常より難易度が上がっていたとし「医師に過失があったとはいえない」と判断した。

原告側は担当医にも賠償請求していたが、医師が昨年死亡したため訴えを取り下げた。判決後、女性は「結果は残念。時に私のような、想像を超えた多胎妊娠が起きているということを知ってほしかった。わらにもすがる思いで減胎手術を決断した」とのコメントを出した。原告側の中村智広弁護士は大阪市内で記者会見し「医学的知見が確立していないとするのは承服しがたい。減胎手術を巡る基準がない現状に対する提言すらなかった」と判決を批判した。〔共同〕 日本経済新聞電子版より引用

特殊生殖 一部救胎手術（減胎手術）とは・・・

一部救胎手術（減胎手術）とは、自然に、又は不妊治療の結果、多胎妊娠となった母親に、妊娠22週未満において胎児数を減らし、母子共に安全に妊娠経過させ出産に至らせる方法（一般的に、減胎手術、減数手術と呼ばれている。当初は、当院においても減胎手術と呼んできたが、一人でもこの世に安全に誕生するために行う施術のため、「多胎一部救胎手術」と呼ぶことを、近年当院より提案）

1980年代頃、不妊治療の中で排卵誘発剤、または体外受精における受精卵を数個子宮に戻すことにより全国的に多胎妊娠が多発した。多胎妊娠による母子双方におけるリスクは非常に高い。不妊治療を受けて、やっとの妊娠にも関わらず6胎、7胎妊娠で、全員中絶か全員産むかの二者択一しかなかったために、全員中絶をやむなくされていたケースも数多く報告されていた。

1986年に当院の根津院長が減胎手術を日本で初めて成功（同年に世界で初めてオランダでの実施例も報告される）。以来1300例以上の減胎手術をおこない、多くの命が誕生している。当院で減胎手術を受けた妊婦さんが出産に至るのは約98%であり、通常の妊婦さんの出産に至るケース（減胎手術を受けていない通常の妊娠においても全てが産出に至るわけではない）と比較しても有意差はなく、医療行為として確立したものであるといえる。

諏訪マタニティークリニックにおける減胎手術はほぼ他院からの患者さんであるが、多胎妊娠がわかった際に、担当の医療者から適切な情報提供がほとんどなされていない。当初、非常に強いバッシングが起こり、また日本母性保護産婦人科医会（現在の日本産婦人科医会）により実施の禁止が通達されたため、その後完全に多胎を防ぐことは不可能であり減胎手術の必要性が認められ方向転換がなされるもの

の、未だに「違法である」と誤認している医師も多く存在している。

根津院長が減胎手術を発表した当初、非常に強いバッシングを世間からも産婦人科界からも受けた。時代的に、排卵誘発剤が登場して間もなく、一部の医療者には多胎発生が問題となっていたものの多胎リスクも周知されておらず、世間的には5つ子ちゃんブームなどがあり、墮胎罪に当たる可能性がある、現代の間引き、などと非難された。

その後、2000年代になり産婦人科界や厚生労働省審議会などでも、施術の必要性を認める方向で報告書などが作成されたが、具体的には何も定められないまま、現在に至る。30年以上経つ今も減胎手術に関する法的な位置付けはなされていない。

日本各地の様々な施設で実際には行われているといわれるが、実状は公表されていない。また、医療機関により施術方法も成功率もばらつきがあり、助けることのできる命が失われている可能性がある。法的にも医療的にも公なルール整備が強く望まれる。

<http://e-smc.jp/special-reproduction/sr/mfpr/>

